

「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」のご案内

この助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内」をご確認ください。

[「産業雇用安定助成金\(産業連携人材確保等支援コース\)のご案内」はこちら→](#)



助成の対象（主な要件）

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」）※2の事業計画書の申請を行い、交付決定を受けていること（事業再構築補助金およびものづくり補助金の詳細については、裏面の二次元バーコード等からご確認ください）
- ※1 第12回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限ります。
- ※2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値化枠」に限ります。
- ※1.2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。
- ② 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
 - 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
 - 交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- ③ 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと
- ④ 生産量（額）、販売量（額）または売上高等事業活動を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）に比べ10%以上減少していること
- ⑤ 雇入れに係る事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えるかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えるかつ4名以上）減少していないこと

事業主

交付決定を受けた申請した補助金の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者

労働者

- ① 次のaかbのいずれかに該当する者

- 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
- 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者

- ② 1年間に350万円以上の賃金※3が支払われる者

※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	250万円／人※4 (125万円×2期※5)	180万円／人 (90万円×2期)
助成対象期間	1年	

※4 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

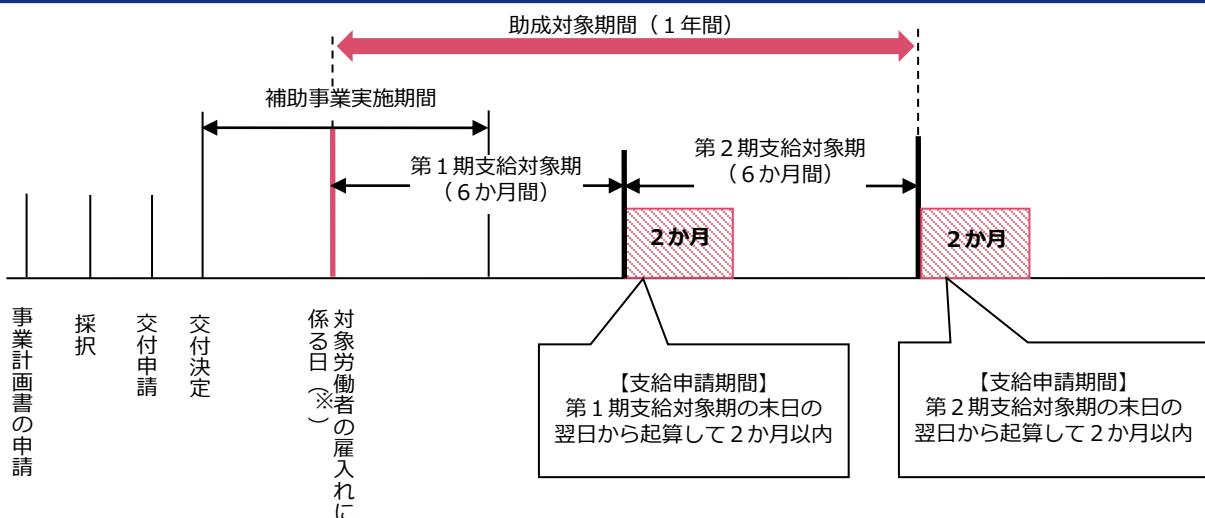
LL060527政01

受給までの流れ

- 1 事業再構築補助金※¹ またはものづくり補助金の事業計画書の申請※²
- 2 事務局・採択審査委員会による審査
- 3 事業再構築補助金※¹ またはものづくり補助金の交付申請※²
- 4 事業再構築補助金※¹ またはものづくり補助金の交付決定※²
- 5 対象労働者の雇入れ※³（補助事業実施期間内）
- 6 産業雇用安定助成金の支給申請※⁴
- 7 産業雇用安定助成金の受給※⁵

- ※ 1 事業再構築補助金の申請先は事業再構築補助金事務局です。詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。
- ※ 2 ものづくり補助金の申請先はものづくり補助金事務局です。詳細はものづくり補助金総合サイトをご確認ください。
- ※ 3 事業再構築補助金またはものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間等についての詳細は事業再構築補助金事務局ホームページまたはものづくり補助金総合サイトをご確認ください。
- ※ 4 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
- ※ 5 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

イメージ



※ 対象労働者の雇入れにあたり、その知識や経験を十分に活用できるよう職場環境の整備を行うことが望ましいです。

参考：事業再構築補助金とは？

目的：中小企業等が行う事業・業種転換等の思い切った事業再構築に必要な設備投資等を支援する補助金となります。詳細は、事業再構築補助金事務局のホームページをご確認ください。

ホームページはこちら→



参考：ものづくり補助金とは？

目的：中小企業等が行う革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する補助金となります。詳細は、ものづくり補助金総合サイトをご確認ください。

総合サイトはこちら→



支給申請の際の注意点

- 第1期支給対象期の支給申請は、助成対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提としたものです。このため、第1期支給対象期の支給決定後に助成対象期間に支払われた賃金額が350万円に満たなかった場合など、支給要件を満たさないことが判明した場合は、既に支給された助成金は返還が必要となります。
- 支給決定までの間に対象労働者が離職※した場合は、原則不支給となります。第1期支給対象期の支給決定後に対象労働者が離職した場合、既に支給された助成金は返還が必要となります。

申請・お問い合わせ

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。